### 2021年度 新歓期

団体企画募集冊子

### 募集期間(受付期間)

3月8日(月)14:00~

3月31日(水)14:00

### <u>企画開始日時</u>

4月5日(月)

受付場所

学友会 IP 上

発行元:中央事務局特別事業部

mail info@r-circle.net

# ◆目次◆

P.3 団体企画について

P. 4~5 団体企画募集概要

P. 6~9 企画実施までの流れ

P.11~15 企業協賛について

P. 16~17. 個人情報に関する規約

#### ~注意~

この冊子に記載している内容はすべて、 団体企画を行うにあたって重要なこととなります。

読み飛ばしのないようにお願いします!

# ◆団体企画について◆

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響で例年のような勧誘活動ができない状況が続き、各団体も新歓活動を十分に行うことができず、多くの新入生が入会・入部を諦めるなど大変な一年となりました。

そこで、今年度はWEB上ではありますが、皆さんに課外自主活動の魅力を新入生および在学生へ発信していただく場を設けることにしました。皆さんには新入生、新2回生の課外自主活動への不安解消と各団体の再活性化を目指した企画によって、最大限のアピールを行っていただきたいと考えています。

今回の企画では必ずしも新しい企画を考えていただく必要はありません。日頃の活動の様子を撮影したものでも構いません。

皆さんのご参加をお待ちしております。

# ◆団体企画募集概要◆

#### Oはじめに

提出いただいた企画につきましては、特別事業部による審 査後、新歓特設 HP(形式によっては YouTube)に掲載いた します。

- ※詳細は、P.6~『**企画実施までの流れ**』に記載されている「提出する企画について」を参照下さい。
- ○団体企画の掲載期間4月5日(月)~5月31日(月)
- 〇団体企画を行うことができる団体 立命館大学学友会所属団体、学部プロジェクト団体、 その他大学が公認した団体
  - ※有志団体は応募できません。

※動画での企画を提出される場合、YouTube によって削除される等の事態を防止するため、必ず、「YouTube のポリシーとガイドラインの概要(YouTube)」を確認した上で提出をお願いします。特に、「コミュニティガイドライン」、「著作権」、「年齢制限のあるコンテンツ」については、重点的な確認を行ってください。

また、演奏を行う、既存の音源を使用するなど、著作権 により保護される楽曲を企画内で使用する場合、**必ず、** 

「動画投稿(共有)サイトでの音楽利用(JASRAC)」についても確認を行って下さい。

(追記 3/29 15;00) こちらの URL でリンクにアクセスできないエラーが発生しております。

その場合は、各々で確認をお願いします。

「YouTube のポリシーとガイドラインの概要」

https://creatoracademy.youtube.com/page/lesson/cop
yright-guidelines?hl=ja

「動画投稿(共有)サイトでの音楽利用(JASRAC)」

https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie
html

## ◆企画実施までの流れ◆

#### ①受付

作成した企画を学友会 HP 上にて提出してください。

#### ☆受付期間

3月8日(月)14:00~3月31日(水)14:00

- ※以下のデータを受付時にご入力下さい。(掲載)がついた データは団体企画として新歓特設 HP に掲載します。
  - 口団体区分
    - 口団体名(正式名称)(掲載)
    - 口企画内容(字数制限なし)
    - □団体紹介(200字以内)(掲載)
    - 口企画責任者・副責任者の氏名
  - 口企画責任者・副責任者の電話番号・メールアドレス
    - 口提出企画のファイル(掲載)
    - 口企業協賛の有無
- ※企業協賛がある場合は、誓約書、企業協賛申請書を 後日、企画責任者と副責任者にメールでお送りしま す。詳細は P11 の『企業協賛の流れ』をご参照下さ い。

#### ○提出する企画について

提出する企画は、以下のように定めます。

- mp4 形式又は PDF 出力したもの
- 例) PowerPoint → PDF 出力して提出
- ※提出いただいた企画が動画である場合は YouTube に 掲載し、リンクを新歓特設 HP 上に掲載します。
- ※団体企画は団体ビラとは異なり、団体の活動の成果物の紹介です。企画内容の修正が必要な場合、特別事業部から修正を求める場合があります。

#### ○YouTube への掲載について

提出いただいた動画を YouTube に掲載した際に権利等の理由で削除などの措置を受けた場合、責任者の方にご連絡いたします。

#### \*注意事項

期間外の受付は行いません。

どうしても提出が出来ないなどの場合は、受付期間終了前に特別事業部(mail:info@r-circle.net)までご連絡をお願いします。

提出物に不備がないか提出前にご確認ください。

不足や記載漏れがある場合、再度提出を求める場合が あります。

#### ②審査・承認

提出いただいた団体企画の内容と以下の事項を満たしているかを確認し、企画が掲載可能であるかを特別事業部が判断します。

- ①企業協賛がある場合は、特別事業部に申請を行い、許可 を得ていること
- ②企画内容が以下の事項を満たしていること
  - 新歓期団体企画としての意図を満たしていること
  - 人体に危害を及ぼす恐れがないこと
  - ・ 差別的行為や表現を用いないこと
  - ・営利目的でないこと
  - ・公序良俗に反しないこと
  - ・宗教的・政治的洗脳が目的でないこと(特定の思想の強要が行われないこと)
  - ・その他、特別事業部が不適切と判断すること
    - ※これらの項目を一部でも含んでいれば、特別事業部 は企画内容に問題があると判断します。

企画内容に問題があると判断した際には、企画内容の変更を求めますので、変更をした上で再度ご提出ください。企画内容の変更が見られない、変更が不可能な企画に関しては実施を許可できませんのでご了承ください。また受付期限までに受付を済ませている団体であっても、この期間中に企画内容の変更が終わらなかった場合は掲載しないため、注意してください。

#### ☆企画内容審査期間

3月8日(月)14:00~3月31日(水)14:00

※今回の団体企画は WEB 掲載のためヒアリング・ガイダンスはございません。

#### ③企画の実施

皆さんに提出していただいた団体企画を新歓特設 HP に掲載します。最大限の工夫がなされた企画は新入生を始めとして、多くの学生に活動の様子を知ってもらうきっかけとなることが期待されます。

#### ☆掲載開始日時

4月5日(月)14:00

### ○本企画における広告作成及び配布と宣伝について

受付期間、審査期間、掲載期間のいかなる期間においても、 広告(ビラ・ポスター)の作成・配布は禁止されています。 ※違反した場合、WEB 掲載を許可しない場合があります。

#### ◆企業協賛について◆

#### ☆企業協賛とは☆

企業協賛とは、課外自主活動において学外の団体や企業から何らかの協力を仰ぐ行為のことです。具体例として掲載に伴うスポンサー料の獲得、また協賛品の獲得などがあります。しかし、課外活動は学生主体のものであり、企業の商業活動の場ではありません。課外活動の主体性を確保し、また新入生の混乱を防ぐために特別事業部による許可制を取らせていただきます。ご了承ください。

- ※協賛する企業との間に生じた問題について、特別事業部は一切責任を負いません。
- ※ここで述べる企業とは営利法人、非営利法人などすべての外部団体を指します。(ただし、立命館大学に所属する有志団体若しくは立命館大学の学部生で構成された有志団体は除く)
- ※宗教的思想・政治的主義の強要が目的であると判断された企業に関しては不 適切であると判断し協賛を認めないこととします。

#### ☆企業協賛の流れ☆

- ①次ページの「企業協賛ガイドライン」をよく読んで確認する。
- ②受付時に Google フォームで企業協賛の有無を有にして提出する。
- ③特別事業部が企業協賛誓約書と企業協賛申請書を企画責任者・副責任者にメールで送る。
- ④企業協賛誓約書と企業協賛申請書を特別事業部にメールで提出する。
- ⑤内容審査時に企業協賛が適切なものであるかを特別事業部が確認する。
- ☞企画が承認された場合、企業協賛が可能となります。
- ※受付期限までに受付を済ませている団体であっても、受付期間中に企業協賛 の企画が承認されない場合は掲載しないので、ご注意してください。

#### ◆企業協賛ガイドライン◆

#### ★団体が企業から受けることができる協賛

- ・企画でパンフレットやビラなどを作成する際の広告の掲載料ないし作成料
- ・企画で景品などに使う物品の提供
- ・企画で使用する物品の無償での借用、あるいは提供
- ・企画運営のための資金の提供
- ・企画運営のための技術提供等広範な支援

※ただし上記の協賛によって企画における学生の自主性を損なう、もしくは企画が学生活動の域を大きく超える規模に達する原因になると新歓実行委員会若しくは特別事業部が判断した場合は認めないこととする

#### ☆企業が団体に協賛の対価として求めてよいこと☆

- ・企業名等の公表 ポスター、ビラ、パンフレット、HP、SNS などにおける企業名等の掲載
- ・企画内での紹介 ただし、企業の紹介は団体に所属する学生のみ可能
- ・企画内で使用・配布する商品の展示
- ・企画の情宣や団体の勧誘がメインになっているビラやフライヤー等への広告 掲載
- ・賞品としての企業商品のサンプルの配布

#### ! 企業が団体に協賛の対価として求めてはいけないこと!

- ・営利目的の商業行為 ※キャンパス構内での物品の販売や契約行為など
- ・企業の方が企画に出演し、企業の宣伝等をすること
- ・企業ブースの展開 企業のためにキャンパス構内の一定場所を提供すること

アンケートの実施

ただし、特別事業部が許可し、企業協賛の効果をはかるものかつ対象を企画参加者のみとする場合は例外として認める

・求人広告又は求人行為

特定の職種に限らず、すべての職種に対し適用する

· 不動產広告

ただし企業名のみの情宣は可能とする

- ・企業の衣装(制服など)を学生に着てもらうこと ただし、企業の衣装でない衣装の借用は可能とする
- ・その他、特別事業部が不適切だと判断したもの

#### ! 広告掲載の具体的な許容範囲について!

- ●ポスター(貼りビラを含む)・・・1/2 未満
- ●片面ビラ・・・1/2 未満
- ●両面ビラ・・・全体の 1/2 未満

片面全面掲載は不可

●パンフレット・・・全体の 1/2 未満

加えて表表紙自体の 1/2 未満でなければならない。

●ポケットティッシュ・・・全体の 1/2 未満

印刷などデザインを施した部分を全体とする。ビラ等を入れる場合もポケット ティッシュの規定通りとする。

- ●映像・音声などのメディア媒体における企業協賛において以下の範囲を決める。
- ・映像・・・静止画の場合は全面積の1/4以下とする。

動画の場合は放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とし、30 秒より 長い場合は新歓実行委員会若しくは特別事業部でその妥当性を判断する。また、 動画中に静止画が表示される場合は、静止画の面積は、画面の全面積の 1/4 以下とし、静止画表示中を含めた放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とする。また、30 秒より長い場合は新歓実行委員会若しくは特別事業部でその妥当性を判断する。

・音声・・・放送時間が40秒以下の場合は全体の1/5秒以下とし、40秒より長い場合は新歓実行委員会若しくは特別事業部でその妥当性を判断する。

※映像・音声に関しては、事前に見本を持参のもと新歓実行委員会若しくは特別 事業部に相談してもらう。

#### <具体的範囲設定理由>

紙面媒体:団体の情宣スペースの確保及び、規制ライン自体がわかりやすいため、 基本的に 1/2 未満と設定する。

映像・音声: 団体の情宣を適切に行う範囲の確保のため。また紙面媒体よりも影響力が強いと考えられるため、紙面媒体よりも強固な規制を行う。

※上記以外の情宣物・企画などでの使用物などの場合は全体の1/4以下とする。 なお、ポスター等 上記の情宣物・使用物に類似するものと認められる場合には 上記規定を準用する。

#### !罰則!

規定の違反を発見し次第(申請されたものと異なったものを配布している場合も含む)、ビラの配布の中止や企画の中止などの措置をとることがある。加えて、違反した原因やその経緯などについて事情を聞き、注意を行う。なお、継続も

しくは反復して違反行為を行った場合は新歓実行委員会で、新歓期の活動の制限などの厳しい措置をとる場合がある。

事前の申請のない企業協賛に関しては見つけ次第注意、説明し、配布等を中止させる。

#### !注意事項!

- ・企業協賛を行う場合は必ず新歓実行委員会若しくは特別事業部に『企業協賛誓 約書』の提出、及び企業協賛の申請をして許可を受けることとする。
- ・企業協賛を行うことができる団体は、責任などの関係上、学友会所属団体のみとする。
- ・立命館大学学部生が主体となって企業活動を行っているベンチャー企業についても、他の企業と同じ規定が適用されるので、協賛を受ける場合は必ず上記の申請の手順を遵守することとする。
- ・各団体で企業協賛について判断の付きにくいものについては新歓実行委員会 また特別事業部が判断する。

# ◆個人情報に関する規約◆

(目的)

#### 第1条

本規約は、特別事業部(以下、本事業部)が活動上取得する個人情報の保護を目的とする。

(定義)

#### 第2条

本規約において個人情報とは、個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、学生証番号などの個人を識別できる情報をいう。

(青務)

#### 第3条

本事業部は、個人情報保護に関してこの規約を遵守する責を負う。 (管理責任者)

#### 第4条

本事業部における個人情報保護の取得責任者として、本事業部長を 管理責任者に置く。

#### 第5条

管理責任者は、本事業部員が本規約を遵守するように指導・監督する。 (安全管理)

#### 第6条

本事業部は、第3者から個人情報が閲覧されることのないよう厳重に管理する。

#### (利用目的)

#### 第7条

本事業部は、新歓期における企画もしくは計画の立案及び運営を行 う上で必要な業務に限って個人情報を利用する。

#### (廃棄)

#### 第8条

本事業部は、前条で定めた全ての業務が終了した後、早急に個人情報を廃棄する。

(第3者提供)

#### 第9条

本事業部は、個人情報を第3者に提供しない。

#### 第10条

前条に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、本事業部は個人 情報を第3者に提供することがある。

- 1. 提供者からの承諾を得た場合
- 2. 警察や裁判所などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合
- 3. 法令に基づく場合

# お問い合わせ先 中央事務局特別事業部

mail. info@r-circle.netまで

※コロナウイルスの影響より、メール対応のみとさせていただきます。